



北方領土返還要求宮崎県民会議について

[はじめに]

北方領土問題については、内閣府の中に北方対策本部が置かれ、実質的活動は独立行政法人北方領土問題対策協会が行っています。その下部組織として各県に都道府県民会議が設置され、当県民会議もその一つです。また、都道府県庁にも北方領土問題主管課(室)があり、一緒に領土問題についての運動を行っています。

当県民会議の会員組織は個人・団体からなり、宮崎県地域婦人連絡協議会・宮崎県青年団協議会・連合宮崎・宮崎県神道青年会が中核構成団体として活動しています。

[運動目的]

歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島のいわゆる北方領土はわが国固有の領土です。それを昭和 20 年 8 月より 75 年以上もソ連（現・ロシア）に不法占拠されています。当会議は、祖国復帰できない領土を、国民世論の高まりを背景にした平和的手段によって返還の実現を図ることを悲願とし、そのために返還運動を行っています。

[設立経緯]

戦後全国各县でいろいろな団体が返還要求運動に取り組んできました。そのような中、宮崎県では昭和 56 年に青年・婦人団体から県民会議設立の機運が盛り上がり、昭和 57 年 10 月 24 日に県内 66 団体の構成をもって「北方領土返還要求宮崎県民会議」を設立しました。

[運動内容]

昭和 56 年に 2 月 7 日が「北方領土の日」と決まり、全国的にもこの日を中心多彩な行事が行われ、宮崎県民会議においても県下縦断キャラバン・宮崎県民集会・公開授業・地域イベントとタイアップ・パネル展などを開催し、以後毎年継続して活動に努めています。

また、青少年事業、国際会議、ロシア人受け入れ事業なども県内において開催すると共に、北方領土問題対策協会等が主催する北方領土への渡航、根室市での研修会へも多数の方を派遣しています。

北方領土返還要求宮崎県民会議規約

(名 称)

第1条 本会は、北方領土返還要求宮崎県民会議という。

(組 織)

第2条 本会は、平和的手段による北方領土返還運動の趣旨に賛同する団体・個人をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、我が国固有の領土である北方領土の返還の実現をはかるため、必要な事業を行なう事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するための、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還運動に関して隨時連絡協議し、各種の情報資料などの交換を行う。
- (2) 必要に応じて、返還運動の協力提携をはかり、啓発キャラバン隊派遣、署名運動、陳情、請願運動等の返還を促進するための活動を行う。
- (3) 参加団体の協力を得て、県民大会を開催する他、県内各地において研修会、講演会、地方集会等を開催する。
- (4) 九州・沖縄各県民会議と合同でブロック大会を開催する。
- (5) その他、目的を達成するため必要な事業を行う。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 県民会議会長 1名
- (2) 県民会議副会長 3名
- (3) 教育関係者会議会長 1名
- (4) 教育関係者会議副会長 1名
- (5) 推進委員兼事務局長 1名
- (6) 教育関係者会議推進委員 1名
- (7) 教育関係者会議事務局長 1名
- (8) 理事 若干名
- (9) 顧問 1名

2 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 各団体推薦の理事について、所属団体の都合により任期途中で変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

5 事務局長は推進委員を兼任し、県の推薦を受け、(独)北方領土問題対策協会理事長が委嘱する。

(役員の任期等)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 推進委員の委嘱期間は(独)北方領土問題対策協会の規定により1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は第5条の役員をもって構成する。

3 総会は年1回とし、必要に応じて臨時に開くことが出来る。

4 総会は規約変更、予算決算、活動計画、会長・副会長の選任、その他を協議する。

5 総会は同条2項に定める定数の3分の2以上をもって成立し、議決は出席者の過半数を以って決する。但し委任状の出席を認める。

(役員会)

第8条 役員会は第5条の役員をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 役員会では本会運営上必要と認められる事項、及び会長が必要と認める事項について審議する。

3 役員会では第2条を構成する団体・個人についての加入減員を審議する。

(事務局)

第9条 本会の所在地は事務局に置く。

2 事務局は本会の事務を処理する。事務局は役員会の承認を受け、会長がこれを指名する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことが出来る。

(経費)

第11条 本会の経費は(独)北方領土問題対策協会補助金及び寄付金等をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(補則)

第13条 この規約に定める以外の必要な事項は役員会において定める。

この規約は、昭和57年7月24日から施行する。

(令和6年5月31日改正)

7 北方領土問題に関する機関、組織、団体等

政府

内閣府北方対策本部
[本部長：北方対策担当大臣]

- ・国民世論の啓発
- ・四島交流事業
- ・元島民等への援護等



(独) 北方領土問題対策協会

外務省（外交交渉）

文部科学省（教育）

農林水産省（漁業対策）

国土交通省（隣接地域振興） 等

連携・調整等

地元自治体

北海道北方領土対策本部

北方領土隣接地域

北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）

根室市
別海町
中標津町
標津町
羅臼町

都道府県等

都道府県・政令指定都市
(北方対策主管課等)

北方領土返還要求運動
都道府県民会議（47）

北方領土問題教育者会議
(47)

関係団体

(公社) 千島歯舞諸島居住者連盟

(公社) 北方領土復帰期成同盟

北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）

等

<関係団体の紹介>

(公社) 千島歯舞諸島居住者連盟

北方領土問題の解決を促進するとともに、北方地域元居住者の福祉の増進を図るため、北方地域元居住者を会員として、署名活動や講演会等の他、北方領土の語り部活動、北方領土関連資料の収集・保存、北方領土への自由訪問などを実施しています。

(公社) 北方領土復帰期成同盟

北方領土問題についての国内世論の啓発、結集を図り、我が国の正しい主張を広く国際世論に訴えるため、道内の民間有志が結集したのが始まりです。北海道内外で各種大会や講演会などの開催、署名活動などを実施しています。

北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）

昭和43年に青年、婦人、労働団体などが協議し、返還要求運動の強化と団体間の連携を図るために統一的連絡機関として41団体が加盟し、東京都に「北方領土問題連絡協議会」を組織し、「北方領土復帰促進全国大会」の開催、キャラバン隊の派遣など広範な民間運動を展開しました。昭和52年に運動の更なる拡大と発展を視野に「北方領土返還要求連絡協議会」に改組しました。現在57団体が加盟し、北方領土返還要求運動に関する連絡、協議及び各種情報交換などのほか、北方領土返還要求全国大会の開催(実行委員会に参加)、国会請願などを行っています。